

令和元年度指導監査実施状況等について

1 令和元年度実施結果

(1) 所管対象法人・事業（所）数、実施数等

(単位:か所)

区 分		指導周期	所管数	実施数	
1 社会福祉法人		原則として、3 年に1回	57	0	
2 施設	保護	救護施設	1	0	
	児童	母子生活支援施設	1	1	
	老人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム(地域密着型含む)、 軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)	原則として、 3年に1回	49	3
	介護	介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	31	0	
	障害	障害者支援施設、身体障害者社会参加支援施設	13	0	
3 事業 所	介護 (介護 予防、 総合 事業含 む)	(1)訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 居宅療養管理指導	原則として、	307	77
		(2)通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション	4年に1回	403	103
		(3)短期入所生活介護、短期入所療養介護	(社会福祉法 人及び医療	126	22
		(4)定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	法人が運営	6	2
		(5)認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護	するものは、	128	36
		(6)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	原則として、3	54	15
		(7)特定施設入所者生活介護	年に1回)	8	2
		(8)福祉用具貸与、特定福祉用具販売		155	49
		(9)居宅介護支援、介護予防支援		174	36
	障害	(1)障害福祉サービス事業所	原則として、	283	103
		(2)基準該当障害福祉サービス事業所	3年に1回	54	10
		(3)放課後等デイサービス事業所	原則として、2	34	22
		(4)放課後等デイサービス事業所(共生型)	年に1回	16	7
		(5)児童発達支援事業所(単独)	原則として、3	4	1
		(6)保育所等訪問支援	年に1回	2	0
	有料老人ホーム		適宜	38	14
	児童	(1)幼保連携型認定こども園	原則として、	56	28
		(2)保育所型認定こども園	毎年	1	1
		(3)地域型保育事業		6	6
4 実施 機関	長寿福祉課、こども支援課、こども育成健康課	毎年	3	3	
合計			2,010	541	

(2) 実地指導体制、実地指導日数・事業(所)数等

- ① 指導監査課体制 課長ほか職員4名(計5名)
- ② 120日、541事業等(施設・事業所・実施機関)

(3) 指導監査重点事項

<障害者福祉施設・事業所>

- ① 個別支援計画が適正に作成され、それに沿ってサービスの提供が行われているか。
- ② 工賃等が適切に支給されているか。
- ③ 障害者の就労につながる取組みがなされているか。
- ④ 障害者虐待防止、身体拘束廃止に向けた取組みがなされているか。
- ⑤ 加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。
- ⑥ 非常災害等を想定した防災計画が策定され、訓練を実施しているか。
- ⑦ 放課後等デイサービスについて、利用児童の処遇やケアが適切か。

2 令和元年度における指摘及び指導事項の例

(1) 各サービス共通事項

- 虐待防止のための体制整備等を行っていなかった。利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他必要な措置を講ずるよう努めること。
- 基準上、必要とされる人員が配置されていなかった。速やかに適正な人員を配置し、人員基準減算に該当する場合は、適切に減算を行うこと。
- サービス提供の開始に際し、サービスを選択するために必要な重要事項について、文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていなかった。
- 事業者は、サービス提供に係る契約をしたとき及び契約内容に変更があったときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対して報告しなければならないが行っていなかったため、契約内容報告書を用いて遅滞なく報告すること。
- 法定代理受領により市町村からの給付費の支給を受けた場合に、利用者に対し、給付費の額を通知しなければならないが、行っていなかったため通知すること。
- サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を提供の都度記録し、利用者から確認を受ける必要があるが、記録に確認印が押印されていなかった。
- 利用者から食費等の支払を受けた場合に、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付していなかった。

- 利用者から、「通院・特別の外出支援」に係る費用を徴収していた。通院時において、利用者から職員の人件費を徴収することはできないので、徴収する場合は、車の燃料費等、実費相当に限った費用のみとすること。
- アセスメントの記録がなかったので、記録を残すこと。
- 一部の利用者について、個別支援計画の実施期間が終了しているにも関わらず、相当期間、個別支援計画が作成されていなかったため、速やかに作成すること。また、利用者及びその家族に説明し同意を得た上で、利用者に交付すること。
- 個別支援計画について、サービス管理責任者以外の従業者が主体となり作成していたため、サービス管理責任者に個別支援計画作成に関する業務を担当させること。
- 個別支援計画について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていなかったため、文書により同意を得ること。
- 一部の利用者について、提供日、提供時間等、サービスの内容が変更となっているにも関わらず、個別支援計画の変更を行っていなかったため、速やかに見直すこと。
- サービス管理責任者が、個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求める必要があるが、会議の記録が残っていなかったため、記録を残すこと。
- 個別支援計画を作成後、実施状況の把握（モニタリング）を行う必要があるが、記録が残っていなかったため、記録を残すこと。
- サービス管理責任者は事業により定められた期間ごとに、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う必要があるが、モニタリングの実施や計画の見直しが遅れ気味だった。事業により定められた期間ごとに、個別支援計画の見直しを行うこと。
- 運営規程について、法令で定められた項目の一部について記載がなかったため、記載すること。
- サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合の同意を得ていなかった。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ること。
- 事故の記録が無かった。事故の発生時は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し5年間保存すること。

- 利用者が医療機関に受診した事故が発生していたが、富山市等に対する報告がなされていなかった。富山市等に報告が必要な事故が発生した場合は、速やかに報告すること。
- 苦情の記録が無かった。苦情の内容の記録簿を整備するとともに、苦情を受け付けた場合は記録し5年間保存すること。
- 非常災害に関する具体的な計画を作成していなかったため、速やかに作成し、非常災害時の体制を整備し、従業者に周知すること。
- 避難訓練を実施していなかったため、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練を実施すること。
- 管理者及びサービス管理責任者のタイムカード又は出勤簿等がなく勤務実態が確認できなかったため、勤務実態が把握できるよう出勤簿等を整備すること。
- 同一敷地内等で複数の事業所が存在する場合、事業所ごとに勤務の体制を定めていなかったため、適切なサービス提供ができるよう、事業所ごとに勤務の体制を定めること。

(2) 計画相談支援、障害児相談支援

- サービス担当者会議の開催等に係る記録がなかった。サービス等利用計画の策定に当たっては、サービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者から専門的な見地からの意見を求めなくてはならないため、適切に記録を残すこと。
- 入院時情報連携加算について、病院等の職員に対し情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等についての記録が不十分な事例が見受けられたので、厚生労働省から示されている様式「入院時情報提供書」を参考に記録を作成すること。

(3) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

- 特定事業所加算（Ⅱ）について、居宅介護従業者ごとの研修計画を作成していなかった。速やかに、居宅介護従業者ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を作成すること。
- 緊急時対応加算について、要請のあった時間について記録のない事例が見受けられた。緊急時対応加算の対象となるサービスの提供を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、サービスの提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録すること。

(4) 生活介護

- 常勤看護職員等配置加算（I）について、「常勤換算方法で1以上の看護職員を配置している場合」という算定要件を満たしていなかった。
- 欠席時対応加算について、記録が不十分であった。加算の要件をみたしていることが、記録で確認できるよう、欠席の連絡を受けた日、欠席の理由や利用者の状況、行った支援の内容等を記録すること。

(5) 短期入所

- 入所又は退所に際しては、短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を支給決定障害者等の受給者証に記載していなかったため、記載すること。
- 利用者が日中サービスを利用している場合は、生活介護等の日中サービスと短期入所の介護記録が明確に区別されるような記載に努めること。

(6) 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

- 福祉専門職員配置等加算について、職員の異動等により、要件を満たさなくなった後も算定していた。
- 欠席時対応加算について、欠席の連絡を受けた日、当該利用者の状況、相談援助の内容等について記録していなかったため、適切に記録を残すこと。
- 施設外就労加算について、当該施設外就労を行う日の1ユニットあたりの利用者に対して、報酬算定上必要とされる人数の職員を配置していない日があった。
- 施設外就労について、適切に実施されていなかった。施設外就労を実施する場合は、厚生労働省通知（「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年障発第0402001号））に従い、適切に実施すること。
- 就労継続支援B型事業所は、工賃の目標水準と前年度の工賃の平均額を利用者に通知しなくてはならないが、行っていなかったため、速やかに通知すること。
- 就労継続支援B型サービス費（I）を算定していたが、職員の配置状況が変わったことにより要件を満たさなくなった後も、当該単価で算定していた。

(7) 共同生活援助

- 預り金（利用者のお小遣い）の管理について、利用者等からの保管依頼書及び金品を返却する場合の受領書を取得すること。また、適切な管理が行われていることについて、複数の者により確認を行ったり、上司や家族等への報告を行ったりするなど透明性を確保するよう常に留意すること。

- 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならないが、指定居宅介護事業者と委託契約を締結してなかった。速やかに、居宅介護事業者と契約を締結すること。
- 夜間支援等体制加算（Ⅰ）について、利用者の状況に応じて実施する夜間支援の内容について、共同生活援助計画に位置付ける必要があるが、位置付けられていなかったため、位置付けること。
- 夜間支援等体制加算（Ⅱ）について、職員の配置状況が変わったことにより、要件を満たさなくなった後も、算定していた。
- 夜間支援体制加算（Ⅱ）について、宿直を行う夜間支援従事者を配置しなくてはならないが、宿直職員を配置していることが勤務割表からは確認できなかった。宿直職員が配置されていることが明確にわかるよう、勤務体制を定めること。
- 医療連携体制加算（Ⅴ）について、重度化した場合の対応に係る指針を定めていなかった。速やかに指針を作成し、入居者又はその家族等に対して説明し、同意を得ること。

（８）障害児通所支援

- 利用定員を超えた利用者の受入については、原則として、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除き、行ってはならない。やむを得ない事情により、定員を超えて利用者を受け入れる場合は、運営基準、報酬基準に照らして適切に行われているか、十分に確認すること。
- 放課後等デイサービス費給付費について、基準該当放課後等デイサービス給付費（Ⅱ）を算定すべきところを、基準該当放課後等デイサービス給付費（Ⅰ）を算定していた。
- 家庭連携加算について、記録はあるが個別支援計画への記載がなかったため、記載すること。
- 事業所内相談支援加算について、記録はあるが個別支援計画への記載がなかったため記載すること。
- 基本報酬について、区分１の１で算定する場合は、指標該当児の割合が５０％以上（前年度の延べ利用人数により算定）であることが要件となるので、毎年度、指標該当児の状況を確認すること。